

平成26年度において

講じた小規模企業施策

第1章	需要を見据えた経営の促進	286
第1節	技術力の強化	286
第2節	新分野・新事業展開、異業種連携	287
第3節	下請脱却支援	288
第4節	販路開拓支援	289
第5節	海外展開の支援	290
第2章	新陳代謝の促進	293
第1節	起業・創業支援	294
第2節	承継支援	296
第3節	人材・雇用対策	297
第3章	地域経済の活性化に資する 事業活動の推進	300
第1節	地域資源の活用	300
第2節	商店街・中心市街地の活性化	302
第3節	その他の地域活性化	304
第4章	地域ぐるみで総力を挙げた 支援体制の整備	305
第1節	経営支援体制の強化	305
第5章	その他の小規模企業振興関係施策	306
第1節	東日本大震災に係る小規模企業対策	306
第2節	取引価格の適正化・消費税転嫁対策	310
第3節	審議会等における政策の検討等	310
第4節	資金繰り支援・事業再生支援の強化	311
第5節	財務基盤の強化	314
第6節	経営安定対策	315
第7節	官公需対策	316
第8節	人権啓発の推進	317
第9節	調査・広報の推進	317
第6章	業種別・分野別施策	318
第1節	中小農林水産関連企業対策	318
第2節	中小運輸業対策	320
第3節	中小建設・不動産業対策	321
第4節	生活衛生関係営業対策	322
第5節	環境・エネルギー対策	323
第6節	IT化の促進	325
第7節	知的財産対策	325

平成26年度において講じた小規模企業施策

平成26年6月20日に成立した小規模企業振興基本法においては、小規模事業者の事業の持続的発展との基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を講じる際の四つの基本方針を定めている。

<基本方針>

1. 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること。
2. 小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること。
3. 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進を図ること。
4. 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること。

これら四つの基本方針の実現に向け、「小規模企業振興基本計画（平成26年10月3日閣議決定）」において、四つの目標を設定している。

- (1) 需要を見据えた経営の促進
- (2) 新陳代謝の促進
- (3) 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
- (4) 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

以下では、上記四つの目標に取り組むために平成26年度において講じた小規模企業施策を紹介していく。

第1章 需要を見据えた経営の促進

<小規模企業振興基本計画における目標(1)>

(1) 需要を見据えた経営の促進

—顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし—

小規模企業は、人口減少や生活様式の変化などの我が国経済社会の構造変化による需要の減少に直面している。加えて、資金、人材、商品開発力などの経営資源の制約から、価格競争力や販売力が弱く、構造変化の影響を受けやすいという性質を有している。

他方で、顔の見える信頼関係に基づいた取引が強みであるため、大企業が応えきれていないニーズを捉え、価格競争に巻き込まれない様々な商品・サービスを開発・提供することにより、国内外の新たな需要を開拓する潜在的な対応力を有している。さらに、ITの普及に伴い、規模が小さな企業であってもこれまでの商圏を越えて活躍する可能性は拡大している。こうした小規模企業の構造変化への“潜在的な対応力”を最大限に発揮するため、自らの強みを把握した上での需要の創造や掘り起こし、ITのさらなる活用、新たな商品・サービスの開発・提供など、需要を見据えた計画的な経営を促進する。

第1節 技術力の強化

1. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援【財政投融资】

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、認定された中小企業に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）による低利融資などの支援を実施した。

平成27年2月に、商品の付加価値を高める技術開発を支援するため、特定ものづくり基盤技術に「デザイン開発技術」に関する分野を追加した。

【実績】（2014年度） ※2015年2月28日時点

- ・特定研究開発等計画の認定：389件（累計4,653件）
- ・戦略的基盤技術高度化支援事業の新規採択件数：150件
- ・融資実績：26件（累計626件）

2. 新製品・新技術の試作開発や販路開拓等に取り組む中小企業への低利融資【財政投融资】

中小ものづくり高度化法に規定する特定ものづくり基盤技術を活用し、新製品・新技術の試作開発及び当該試作開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者に対し、事業計画の審査により日本公庫が低利融資を実施した。2014年度は36件（累計358件 ※2015年2月末時点）の融資を実施した。

3. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

中小企業・小規模事業者等が行う研究開発活動に対して、試験研究費の12%相当額の税額控除がで

きる措置（税額控除限度額は当期の法人税額の30%（平成26年度末まで））を講じた。上記に加え、①試験研究費の増加額が5%を超える場合に、増加額に試験研究費の増加した割合（上限30%）を乗じた額又は②試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合に、その超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度のいずれかを選択して適用できる措置（税額控除限度額は当期の法人税額の10%（平成28年度末まで））を講じた。

4. ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業【26年度予算：126億円の内数】

中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関と連携して行う、特定ものづくり基盤技術（精密加工、立体造形等の11技術）の高度化に資する、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援した。平成26年度においては、150件の認定計画に従って行われる取組を採択した。

また、技術の市場価値を評価できる専門家の目利きを踏まえて行う、大企業や大学等の知を活用したシーズ発掘・橋渡し研究を支援した。平成26年度においては、シーズ発掘事業を1件、橋渡し研究事業を11件採択した。

第2節 新分野・新事業展開、異業種連携

1. 中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図った。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力をPRするデータベースや日本公庫による低利融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図った。

2. 新連携支援事業【26年度予算：10.8億円の内数】

中小企業新事業活動促進法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。平成26年度においては、44件の事業計画の認定を行った。

3. 農商工等連携促進対策支援事業【26年度予算：10.8億円の内数】

農商工等連携促進法に基づき、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品・新サービスの開発・販売等を行う事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。平成26年度においては、46件の事業計画の認定を行った。

4. 新事業創出支援事業

中小機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業新事業活

動促進法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法の枠組みにより、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行った。平成26年度（平成26年12月末現在）の支援件数は15,456件であり、内訳は、支援事務局における窓口相談2,851件、事業者の認定計画をサポートするブラッシュアップ支援3,540件、販路開拓支援等のフォローアップ支援9,065件である。

5. 医工連携事業化推進事業【26年度予算：30.5億円の内数】

医療現場が抱える課題に対する有効性評価や臨床評価を担う医療機関、開発・課医療を実現するためのものづくり技術を有する中小企業、製造や販売を見据えて目利きする企業・コーディネーターからなる「医工連携」による医療機器の事業化に向けた開発・改良、臨床評価、薬事承認対応等を支援した。平成26年度は前年度における課題解決型医療機器等開発事業からの継続分とあわせて53件の医療機器実用化を支援した。

6. グローバル農商工連携推進事業【26年度予算：6.8億円の内数】

農林水産物・食品の輸出促進に向けて、商工業の先端技術・ノウハウ等を活用した生産・加工・流通システム（植物工場・コールドチェーン等）の構築と海外市場でのブランド構築を図るコンソーシアムによる実証等の取組9件に対し支援を行った。

第3節 下請脱却支援

1. 下請代金法の運用強化【26年度予算：5.7億円の内数】

下請取引の公正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行した。また、平成26年度においても、公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施した。加えて、下請代金法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請代金法違反に関する情報収集を行い、下請代金法の厳格な運用に努めた。

また、原材料・エネルギーコスト増加分の転嫁対策として、平成26年度10月から3月末までに大企業462社に対する立入検査を行った。

さらに、11月に実施した「下請取引適正化推進月間」においては、特別事情聴取を実施し、下請代金法の厳格な運用を図った。また、年末の金融繁忙期に向けた下請事業者の資金繰り確保の点から、親事業者代表取締役（約20万社）及び関係事業者団体代表者（645団体）に対し、経済産業大臣、公正取引委員会委員長の連名で、下請代金法に基づく下請取引の適正化の要請文を発出し、同法の周知徹底を図った。

2. 相談体制の強化と下請取引適正化に関する普及啓発【26年度予算：5.7億円の内数】

全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業の企業間取引に関する相談に対応した（平成26年度の相談件数は5,473件、無料弁護士相談681件）。また、下請代金法等の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を151回開催し、一層の周知を図ったほか、全国8会場で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請代金法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。さらに、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を構築するためのガイドライン（下

請適正取引等の推進のためのガイドライン) について、16業種のガイドラインの説明会を233回開催した。

3. 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援【26年度予算：7.0億円の内数】

改正下請中小企業振興法（平成25年9月20日施行）に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施した。また、親事業者の生産拠点が閉鎖又は縮小（予定も含む）された地域における下請中小企業等が行う新分野進出等に対し、補助金により支援を実施した。

4. 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援【26年度予算：0.5億円の内数】

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）（<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>）」の運用により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の受発注情報の提供を行った。平成27年3月末現在の登録企業数は26,172社である。また、新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を8会場で開催した。

5. 下請事業者への配慮要請等【26年度予算：5.7億円の内数】

下請中小企業振興法に基づく下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準（振興基準）等について、講習会等で周知を図った。

第4節 販路開拓支援

1. 小規模事業者対策推進事業【26年度予算：18.8億円】

地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：87件、本体事業（1年目：83件、2年目：39件））に対し、幅広い支援を行った。

2. 小規模事業者支援パッケージ事業【26年度補正：252.2億円】

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって販路開拓に取り組む費用を補助30する「小規模事業者持続化補助金」により約1万3,000件の支援を行った他、地域資源等を活用した商品の物産展やアンテナショップ等を通じた販路開拓支援の実施等、小規模事業者の持続的な経営を支援する予算を措置した。小規模事業者等のニーズに対応した施策情報の提供等のための小規模事業者統合データベースを整備するほか、ITを活用した販路開拓促進のためのe-learningやオンライン相談等を実施した。

3. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【中小機構交付金】

中小機構が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等や、魅力ある隠れた地域産品等について、展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援した。平成26年5月開催の「中小企業総合展2014 in Kansai」においては、301社が出展し、24,455人が来場した。平成26年11月開催の「新価値創造展 東京」においては565社が出展し、48,550人が来場した。

4. 販路開拓コーディネーター事業【中小機構交付金】

新事業活動促進法に基づいて経営革新計画の承認を受けた中小企業者等に対し、中小企業基盤整備機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が新たな市場開拓につなげるための支援を行った。具体的な取組として、開発した新商品等を商社・企業等に紹介又は取次ぎを行い、新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までの支援を行った。平成26年度（平成27年1月末現在）は104件の支援を行った。

5. 販路開拓サポート支援事業【中小機構交付金】

中小企業基盤整備機構が、中小企業基盤整備機構主催の展示会またはそれらの同時開催展等の出展企業に対し、バイヤーの招聘や販路開拓のアドバイス等を行うことにより、マッチングを促進し、中小・ベンチャー企業の販路開拓を支援した。平成26年度（平成26年12月末現在）は146件のマッチング支援を行った。

6. J-GoodTech（ジェグテック）【中小機構交付金】

中小企業基盤整備機構が、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援した。

第5節 海外展開の支援

1. 中小企業・小規模事業者海外展開支援事業【26年度予算：22.8億円の内数】

独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という。）及び中小機構が連携して、中小企業の海外展開を支援した。具体的には、ジェトロが、海外販路や技術等を有する外国企業とのマッチングやASEAN等での展示会・商談会の開催などを通じて、海外販路開拓を支援するとともに、12カ国17箇所に設置した中小企業海外展開現地支援プラットフォームにより海外での法務・労務等の課題解決や移転・撤退等の支援を行った。また、中小機構において、認定支援機関などの民間支援機関に対する海外展開支援研修や、優れた支援機関へのインターンシップによる実践的な支援ノウハウの習得を図る研修を実施した。

2. 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【26年度予算：22.8億円の内数】

ジェトロ及び中小機構が連携して、中小企業の海外展開を支援した。具体的には、中小機構が、海外展開を目指す中小企業の裾野拡大のため、経験の少ない中小企業に対し、海外展開戦略策定支援や商品パンフレットの外国語対応支援等海外展開に向けた準備支援を実施するとともに、多数の海外バイヤーが訪れる国内見本市における支援を実施した。また、ジェトロにおいては、広範なネットワークを活用し、中小企業に対する海外見本市への出展支援や海外バイヤーを招へいした商談会の開催、ビジネスマッチングの機会提供、海外市場等に関する各種情報の提供や現地における各種支援等を実施した。

3. 海外情報提供事業【26年度予算：0.5億円の内数】

日台間の産業協力を促進するため、交流協会が行う台湾企業の情報収集・提供や日台間の企業連携のためのセミナー・商談会を支援した。

平成26年度は、セミナーを16回、商談会を6回実施した。(平成27年2月27日現在)。

4. 新興市場開拓人材育成支援事業【26年度予算：12.1億円の内数】

開発途上国の経済発展と我が国企業の海外事業展開を支援するため、経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、官民連携の下、日本への受入研修、専門家派遣による指導等を支援。平成26年度は1,332名の研修及び71名の専門家派遣を実施した。

5. 貿易投資促進事業【26年度予算：19.6億円の内数】

今後の急成長が見込まれる新興国市場獲得のため、以下2事業を実施した。

- ①インフラ受注率を高めるため、我が国技術等の優位性の理解促進を目的とした研修及び専門家派遣を実施。平成26年度は16件の研修及び2件の専門家派遣を実施。
- ②中小企業の海外展開やインフラビジネス獲得に向けた「国際即戦力人材」育成のため、我が国若手人材の海外インターンシップを実施。平成26年度は191名の若手人材を17ヶ国に派遣。

6. 青年海外協力隊事業の活用及び民間連携ボランティア制度の活用【26年度予算：1.6億円】

国際協力機構においては青年海外協力隊事業を活用し、特定の途上国を熟知した人材と企業が必要とする人材のマッチング促進を行うとともに、各企業及び途上国のニーズに合わせ、社員を青年海外協力隊・シニア海外ボランティアとして途上国に派遣する民間連携ボランティア制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努めた。

7. 海外展開資金【財政投融资】

経済の構造的変化等に適応するために海外展開をすることが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、日本公庫（中小企業事業、国民生活事業）による融資を実施した。平成26年度（平成27年2月末現在）の貸付実績は、1,108件、213億円であった。

8. 海外子会社の資金調達支援等

中小企業経営力強化支援法に基づき、日本公庫が、新事業活動促進法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して債務保証を実施した。平成26年度（平成26年12月末現在）においては、40件の保証を行った。

9. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際に必要な取引先の信用情報の提供について、NEXIがその費用を負担する措置を引き続き講じた。平成26年度は375件の利用があった（平成27年2月24日現在）。

10. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、中小企業向けのホームページを刷新。更に、平成26年度は全国でNEXIが主催するセミナーや個別相談会を開催するとともに、中小企業関係機関等が主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会などにNEXIから講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行った（派遣数は85件）。あわせて中小企業への客先同行を165社実施し貿易保険の認知度向上と利用拡大に取り組んだ。

11. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXIは、平成23年12月に地方銀行11行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足。平成24年度の18行、平成25年度の20行追加に加えて、平成26年度は6行と提携し、計55行にネットワークを拡大した。更に平成25年度に22の信用金庫と提携を行うことによって信金ネットワークを構築、これらによって全国77金融機関によるネットワーク構築に至った。同ネットワークを形成することを通じて、地域の中小企業の貿易保険へのアクセス改善等、利便性の向上を図った。

12. 安全保障貿易管理の支援

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性向上のため、全国各地で説明会を約60回開催した。その他、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業との連携による専門家派遣等を通じ、輸出や技術提供を行う中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援した。

13. BOPビジネスの推進【ジェットロ交付金】

BOP/ボリュームゾーン・ビジネスを推進するため、ジェットロでは、30件を越える個別企業の事業フェーズに応じた一貫した支援を実施した。また、現地コーディネーターを南西アジアやアフリカに加え、ウズベキスタン、カザフスタンの計11カ所に配置し、支援体制を強化した。さらに、中央アジアへのミッション派遣やナイジェリア及びバングラデシュでの受容性調査及びアフリカビジネス実証事業などを実施した。

14. 中小企業等の製品・技術等とODAのマッチング事業【26年度予算：45.5億円の内数】【26年度補正：22.2億円の内数】

ODAにより、日本の中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図ることを目的としている。平成26年度は、101件の事業を採択。（ニーズ調査4件、案件化調査51件、普及・実証事業46件。（平成26年3月現在））

15. 中小企業海外高度人材育成確保支援事業【26年度予算：0.5億円の内数】

中小企業・小規模事業者の優秀な現地人材の確保のため、タイ、ベトナム、インドネシアの大学・高専等との連携による現地でのジョブフェア、企業文化講座を実施。平成26年度は、タイ、ベトナム、インドネシアにおいて、計7回のジョブフェア及び計16大学等と連携した日本企業文化講座を実施した。

16. 中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業【26年度補正：15.0億円の内数】

引き続き、新興国進出に取り組もうとする中堅・中小・小規模事業者に対し、新興国でのビジネス経験・ノウハウが豊富な企業OB等のシニア人材を派遣し、事業リスクの高い新興国への進出支援する予算を措置した。

17. 中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力【26年度予算：24.0億円の内数】【26年度補正：30.0億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業の製品に対する認知度の向上等を図るもの。具体的には、途上国の開発ニーズに基づく中小企業の製品リスト（注：個別の商標名のリストでない）を医療や農業、職業訓練等の分野ごとにパッケージとして途上国側に提示し、途上国側の要請内容に基づいた製品を供与した。

平成26年度実績13件（当初予算12件＋補正予算1件）。（平成27年3月現在）。

18. グローバルニッチトップ支援貸付制度【財政投融資】

特定分野に優れ、世界で存在感を示す中堅中小企業（グローバルニッチトップ企業）やその候補となる中堅・中小企業等の戦略的な海外展開を支援するため、商工組合中央金庫がグローバルニッチトップ支援貸付制度により、長期・一括返済・成功払い金利による融資を行った。平成26年度の実績は112件、135億円（平成27年3月末現在）。

第2章 新陳代謝の促進**<小規模企業振興基本計画における目標(2)>****(2) 新陳代謝の促進**

－多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出－

小規模企業は、経営者・従業員の高齢化、後継者不足等により、廃業が増加する傾向にある。他方で、女性・若者・シニアなど多様な人材に対して、小規模企業は、様々な価値観に基づく多様な働き方を提供している。また、我が国全体としての雇用拡大にも貢献している。

多様な働き方を提供し、自己実現、社会貢献等の生きがいを生み出す小規模企業の起業・創業や第二創業を促進する。また、事業承継により、本来我が国経済社会にとって有用な経営資源の散逸を防ぎ、地域の経済社会の発展に結びつけていく。事業の継続が見込まれない場合には、事業の廃止を円滑化することで、その生活の安定や再チャレンジに向けた環境を整備する。さらに、小規模企業の人材確保・育成を強化し、多様で新たな人材がその能力を発揮できる環境を整備することにより、誰もが小規模企業で働きやすい地域社会の実現を目指す。

第1節

起業・創業支援

1. 地域創業促進支援委託事業【26年度予算：7.5億円】

全国227箇所にて「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定までを支援した。

2. 地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の拡充、税制（株式会社の設立登記に係る登録免許税の軽減半減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行った。平成26年度においては、186件（207自治体）の事業計画の認定を行った。

3. 創業促進補助金（事業者向け）

新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者（第二創業者含む）に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部の支援を行った。平成26年度は3,124件の採択を行った。

4. 新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業

ベンチャーファンド、金融機関、税理士・会計士等の官民の起業支援人材の連携を強化し、成長可能性の高いビジネスアイデアやシーズに対する徹底したハンズオン支援を行うことを通じ、成功事例やノウハウの共有・周知を行うことにより、優秀な支援人材の育成や、ベンチャーの創出を促進するための措置を講じた。

5. 先端課題に対応したベンチャー事業化支援等事業【26年度予算：11.6億円の内数】

成長力のある起業家に対して、ベンチャーキャピタル（VC）や起業経験者等が経営支援を実施することにより、新事業の創出を図る。

また、これらの起業家や支援人材、大企業等によるネットワークの形成等を図り、新事業創出ノウハウの普及等による人材育成や事業連携等を促進し、新事業創出のための環境整備を図る予算を措置した。

6. 創業・第二創業補助金【26年度補正：50.4億円の内数】

女性・若者等の創業者や、事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対して、店舗借入費や設備費等（第二創業の場合、廃業コストを含む）に要する費用の一部の支援を行うこととした。また、産業競争力強化法における創業支援事業者が認定創業支援事業計画に基づき行う創業者支援の取組に要する費用の一部を支援する予算を措置した。

7. 新創業融資制度【財政投融资】

新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で日本公庫が融資を行う制度である。平成26年度は平成27年2月末までに、18,808件、731億円の融資を実行し、平成13年

度の制度創設から平成27年2月末までの融資実績は、130,400件、4,513億円となった。

8. 女性、若者／シニア起業家支援資金【財政投融資】

多様な事業者による新規事業の創出を支援するため、女性や30歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね7年以内の者を対象に、日本公庫（中小企業事業・国民生活事業）が優遇金利で融資する制度である。1999年の制度創設から、2015年2月末までに、125,916件、6,512億円の融資を実施している。

9. 新事業育成資金（グローバル展開志向創業支援関連）【財政投融資】

高い成長性が見込まれる新たな事業を行い、海外を含めたマーケティングを踏まえた自社製品開発や、国内外への販路開拓等を行う中小企業者を対象に、日本公庫による優遇金利を適用する融資制度である。平成23年12月の制度創設から平成27年2月末までの融資実績は、13件、5.2億円となった。

10. 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）【財政投融資】

日本公庫が、いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施した。平成26年度（平成27年2月末時点）の貸付実績は、403件、15億円となった。

11. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度である。平成26年度（平成26年12月末現在）の保証承諾実績は、10,247件、467億円であった。

12. 起業・創業時に必要となるリスクマネーの供給強化

産業革新機構のベンチャー案件等に係る手続簡素化措置等を通じてベンチャー企業への支援を促進するとともに、日本政策投資銀行や株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の活用等により、起業・創業時及び事業化に必要なリスクマネーの供給を図った。

13. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。起業支援ファンドについては、累積出資先ファンド数90件、出資約束総額1,452億円、累積投資先企業数2,327社に至った（平成26年3月末現在）。また、中小企業成長支援ファンドについては、累積出資先ファンド数65件、出資約束総額3,329億円、累積投資先企業数644社に至った（平成26年3月末現在）。

14. エンジェル税制【税制】

創業後間もないベンチャー企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、一定

の要件を満たす中小企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡した時点において所得税の優遇を受けることができる制度である。1997年の制度創設から、2015年2月末までに、423社に対し、約117.7億円の投資が行われた。

15. 企業のベンチャー投資促進税制【税制】

企業が、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業に出資した場合に、その出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。

16. 地域経済循環創造事業交付金【26年度予算：15.0億円】

産学金官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金（地域金融機関の融資等）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する経費に対し、交付金を交付した。

第2節 承継支援

1. 小規模企業共済制度【中小機構交付金の内数】

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。平成26年12月末現在で124.3万人が在籍しており、平成26年4月から12月までの新規加入者は5.7万人に上った。

2. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）【税制】

事業承継税制は、後継者が経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続、遺贈又は贈与により取得した場合において、その後継者が事業を継続することを前提に、相続税・贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等の一定の場合には猶予税額を免除する制度である。平成21年度より事業承継税制の適用の基礎となる認定を開始し、平成27年2月末までに、相続税に係る認定を651件、贈与税に係る認定を346件実施した。

3. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）の拡充【税制】

平成25年度税制改正において、適用要件の緩和等、事業承継税制の拡充が図られ、一部を除き平成27年1月以後の相続、遺贈又は贈与から適用されることとなった。主な改正内容は以下のとおりである。

- (1) 後継者は、先代経営者の親族に限定されていたが、親族外承継も適用対象となった。
- (2) 雇用の8割以上を「5年間毎年」維持する要件について、雇用の8割以上を「5年間平均」で評価することとなった。
- (3) 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要となるが、利子税の税率が引き下げられる（現行2.1%から0.9%へ。平成26年1月から。）とともに、承継か

ら5年を超えての打ち切りの場合には5年間の利子税が免除されることとなった。

- (4) 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、猶予税額を一部免除されることとなった。
- (5) 贈与税の納税猶予制度の適用要件のうち、現経営者が贈与時に役員を退任するとの要件について、贈与時に代表者を退任するとの要件に改められた。
- (6) 納税猶予制度の利用の前に、経済産業大臣の事前確認を受ける必要があったが、事前確認を受けていなくても制度利用が可能となった（平成25年4月から）。

4. 事業引継ぎ支援事業【26年度予算：44.4億円の内数】

後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、47都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ相談窓口」において事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域に「事業引継ぎ支援センター」を設置した。

「事業引継ぎ支援センター」は、平成26年度に秋田、広島、沖縄、三重、香川、栃木に新たに設置し、平成26年度末時点で、北海道、宮城、秋田、栃木、東京、長野、静岡、愛知、三重、大阪、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、沖縄の計16か所に設置済みである。

また、平成26年度より事業引継ぎ支援全国本部を中小機構に設置し、全国の「事業引継ぎ相談窓口」、「事業引継ぎ支援センター」に対する指導、助言等の支援業務を実施した。

5. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には、遺留分の制約を解決するための民法の特例をはじめとした総合的支援が盛り込まれており、平成27年2月末までに、民法特例の適用の基礎となる経済産業大臣の確認を85件実施した。

6. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするための事業承継支援ネットワーク体制の形成、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施した。

7. 中小企業新陳代謝円滑化普及等事業【26年度補正：23.9億円の内数】

中小企業・小規模企業の経営者の計画的な事業承継や廃業の備えのため、企業の新陳代謝に関する施策の講習会・説明会の開催や個別相談員の派遣などを実施する予算を措置した。

第3節 人材・雇用対策

1. 中小企業・小規模事業者人材対策事業

中小企業・小規模事業者の優秀な人材の確保を支援する目的で、①新卒者等の未就職者に対し、中小企業・小規模事業者の事業現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、②中小企業・小規模事業者が実施する職場実習や、育児等で退職し、再就職を希望する主婦等に対し、職場経験のブランクを埋める機会を提供するため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を

支援した。また、中小企業・小規模事業者と学生との顔の見える関係作りから、新卒者等の採用・定着までを一貫して支援した。加えて、実務経験豊富なシニア人材の確保・定着を支援したほか、正規社員を希望する非正規雇用者、若年離職者、就職を希望する主婦層等の確保・定着を支援した。

2. 中小企業大学校における人材育成事業【中小機構交付金の内数】

全国9か所にある中小企業大学校において、中小企業支援人材の能力向上のための研修を実施するとともに、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修を実施した。

3. 労働者の雇用維持対策【26年度予算額：545.2億円の内数】

景気の変動等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給した。また、本助成金については不正受給防止対策にも積極的に取り組んでおり、不正受給を行った事業主名等の公表、実地調査の実施等、本助成金のより一層の適正な支給に努めた。

4. 魅力ある雇用創出に向けた雇用管理の改善の支援

企業の雇用管理改善の取組を支援し、魅力ある雇用創出を図るため、重点分野等の中小企業団体（事業協同組合等）が労働環境向上事業を行った場合に助成金を支給した。また、重点分野等の中小企業・小規模事業者が就業規則・労働協約等を変更し、雇用管理制度を新たに導入して実際に適用した場合に助成金を支給した。

5. 地域雇用開発奨励金【26年度予算：32.9億円の内数】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会が特に不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発奨励金を支給した。

6. 戦略産業雇用創造プロジェクト【26年度予算：100.3億円の内数】

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組みを推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業施策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する戦略産業雇用創造プロジェクトを実施した。

7. 雇用促進税制【税制】

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に始まる各事業年度において、雇用保険の一般被保険者が5人（中小企業等は2人。）以上、かつ、10%以上増加等の要件を満たす企業に対し、増加した雇用保険の一般被保険者一人あたり40万円を税額控除することができる税制措置を実施した。

8. 失業なき労働移動の促進（労働保険特別会計）【26年度予算：301.3億円の内数】

労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成を行った。また、労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）により、公共職業安定所

の認定を受けた再就職援助計画等の対象となった労働者等を雇入れ、または移籍等により労働者を受入れ、その労働者に対してOff-JTのみまたはOff-JT及びOJTを行った事業主に対して助成を行った。

9. 地域人づくり事業

女性や若者、高齢者の活躍推進等を通じた雇用の拡大を図るとともに、賃金引上げ等の処遇改善を推進し、地域の実情に応じた「人づくり」を支援するための事業を実施した。

10. 起業支援型地域雇用創造事業

地域の産業・雇用振興策に沿った起業支援等を行うことにより、地域の雇用の受け皿を確保し、安定的な雇用創出に資する事業を民間企業等へ委託し、失業者を雇い入れる事業を実施した。

11. 福祉人材確保重点プロジェクト【26年度予算：14.1億円の内数】

福祉（介護・医療・保育）分野におけるサービスを担う質の高い人材の安定的な確保のため、全国の主要なハローワークに設置する「福祉人材コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施するとともに、「福祉人材コーナー」を設置していないハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」への利用勧奨等の支援を実施した。

12. 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【26年度予算：27.5億円の内数】【26年度補正：14.2億円の内数】

最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、①経営改善と労働条件管理の相談等にワンストップで対応するための「最低賃金総合相談支援センター」を全国（47カ所）に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を行うとともに、②業種別中小企業団体が行う取組に対する助成（業種別団体助成金、対象業種33業種、上限2000万円）等及び③労働能率増進等のための経費助成（業務改善助成金、42道府県対象、上限100万円）を実施した。なお、2015（平成27）年2月からは、引上げ人数に応じて助成上限額の引上げ（上限150万円）を実施した。

13. 地域若者サポートステーション事業【26年度補正：34.6億円の内数】

ニート等の若者の職業的自立を支援するため地域若者サポートステーション（以下、「サポステ」という。）を設置し、専門的な相談やネットワークを活用した適切な機関への誘導など、多様な就労支援メニューを実施する予算を措置した。平成26年度においては、全国160箇所で開催するとともに、新たに職場体験等の協力依頼・開拓、企業・利用者のフォロー、ノウハウ提供を行う体験先コーディネーターを全国4箇所配置した。

14. キャリア教育専門人材養成事業（大学等）（キャリア教育等の推進）【26年度予算：0.1億円の内数】

大学等のキャリアセンターの中核人材やキャリア・コンサルタント等を対象に、厚生労働省が有する雇用・労働に関する知見やキャリア教育や就職支援に資するツール、キャリア・コンサルティングやその担い手であるキャリア・コンサルタントに係る知識及びその活用方法等についての理解を深める講習を実施し、大学等におけるキャリア教育を推進するとともに、大学等におけるキャリア・コンサルタン

トの活用促進を図った。

15. キャリア教育プログラム開発事業（キャリア教育等の推進）【26年度予算：0.1億円の内数】

効果的なキャリア教育を実施するために、必要な職業についての情報の付与やキャリア・コンサルティングのツールやノウハウなど、労働行政が有する知見を活かしたキャリア教育のためのプログラムを開発するとともに、職業情報に関する教材の開発を行い、大学等におけるキャリア教育の推進を図った。

第3章 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

<小規模企業振興基本計画における目標(3)>

(3) 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

—地域のブランド化・にぎわいの創出—

地域に根差して事業活動を行う小規模企業の活力向上には、個々の事業者の支援のみでなく、地域全体が面的に活性化することが必要である。同時に、小規模企業の事業が活性化することにより、地域が活力を取り戻すという側面もあり、小規模企業の振興と地域経済の活性化は表裏一体である。多様な機能を有する地域のコミュニティが持続し、地域を活性化するためには、地域に存在する魅力を掘り起こし、面的・横断的に捉え、創造的な発想・取組により、地域の魅力を内外に対して広く浸透させていくことが重要である。これにより、地域のブランド化を進め、にぎわいを創出する。その際、国の関係省庁、地方公共団体及び支援機関等が適切に連携を図ることにより、効果を高める。

これらの取組により、小規模企業とともに持続・発展する地域づくりを進める。

第1節 地域資源の活用

1. (再掲) 小規模事業者対策推進事業【26年度予算：18.8億円】

地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：87件、本体事業（1年目：83件、2年目：39件））に対し、幅広い支援を行った。

2. (再掲) 小規模事業者支援パッケージ事業【26年度補正：252.2億円】

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって販路開拓に取り組む費用を補助する「小規模事業者持続化補助金」により約1万3,000件の支援を行った他、地域資源等を活用した商品の物産展やアンテナショップ等を通じた販路開拓支援の実施等、小規模事業者の持続的な経営を支援する予算を措置した。また、小規模事業者等のニーズに対応した施策情報の提供等のための小規模事業者統合データベースを整備するほか、ITを活用した販路開拓促進のためのe-learningやオンライン相談等を実施した。

3. JAPANブランド育成支援事業【26年度予算：14.6億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組みについて、支援を行った。平成26年度においては、78件のプロジェクトを支援した。

4. 地域資源活用新事業展開支援事業【26年度予算：14.6億円の内数】

中小企業地域産業資源活用促進法に基づき、地域産業資源（農林水産物、生産技術、観光資源等）を活用して行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。平成26年度においては、120件の事業計画の認定を行った。

5. ふるさと名物応援事業【26年度補正：40.0億円の内数】

地域資源を活用した「ふるさと名物」などの開発・販路開拓等に対する取組を支援するとともに、プロデューサーの人材育成、「ふるさと名物」の情報発信などの取組を支援することとした。加えて、これら地域資源を海外展開させるための取組を支援する予算を措置した。

6. 地域資源活用ネットワーク構築事業【26年度予算：2.0億円の内数】

各地域に眠っている地域資源を掘り起こし、それらを融合・ネットワーク化した新たなビジネスモデルの構築により、交流人口の増大や、消費・投資の活性化に繋がる取組に対して支援を行った。

7. 伝統的工芸品の指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、以下の品目について、伝統的工芸品の指定を行った。

- ・東京都「江戸硝子」平成26年11月26日指定

8. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【26年度予算額：12.6億円の内数】

(1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の支援を行った。

①産地の製造協同組合等が実施する以下の事業に対する補助

- ・後継者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・意匠開発事業
- ・連携活性化事業
- ・産地プロデューサー事業 等

②伝産法第23条に基づく一般社団法人・一般財団法人が実施する以下の事業に対する補助

- ・人材確保および技術技法継承事業
- ・産地指導事業
- ・普及推進事業

・需要開拓事業 等

(2) 被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の国指定の伝統的工芸品の震災復興のための以下の支援を行った。

①被災3県について実施する後継者育成・需要開拓・意匠開発・情報発信などの産地活性化事業

②被災3県における伝統的工芸品の生産活動を震災前の水準にまで戻すことを目的とした設備整備や原材料確保などの生産基盤確立・強化事業

9. 伝統的工芸品の普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年11月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催等の普及・啓発事業を実施。平成26年度においては、佐賀県で全国大会を開催した。

第2節 商店街・中心市街地の活性化

1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画等を国が認定し、支援措置を講じた。

2. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。

3. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行った。

4. 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。

5. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行った。

6. 土地譲渡所得の特別控除【税制】

地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等に対し、認定商店街活性化事業計画等に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合には、土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除の対

象とする措置を引き続き講じた。

7. 中心市街地活性化事業（中心市街地再興戦略）

「日本再興戦略」に掲げる、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を前倒して実現するとともに、消費増税により深刻な影響が懸念される地域の商店街への支援を図るため、地域経済において重要な役割を果たす中心市街地に対して、事業を絞って重点的に支援を行った。具体的には、中心市街地の核となり、周辺商店街へ効果が波及する高度な商業施設等の整備及び高度な商業施設の整備等の前に実施する事業化可能性調査に対し支援を行った。

8. 中心市街地再生事業【26年度補正：22.0億円】

市町村が策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が実施する地域の中心市街地活性化に必要な施設の改修・リノベーション（例：集客力向上のための街並や景観の統一）等、雇用や地域の消費活性化に対して即効性が期待できる事業であって、中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力を向上させる事業に絞って支援を行う。また、過疎地対策やコンパクトシティ化を進める中で不可欠となる買物弱者対策について、一刻も早い全国展開を図るための支援モデルを早期に構築する予算を措置した。

9. 地域商業自立促進事業【26年度予算額：39億円の内数】

地域経済循環の促進に資する、インキュベーション施設の整備や店舗誘致等の地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組やコミュニティスペース等の地域経済を循環させる基盤となる地域コミュニティの形成に向けた取組に対して支援を行った。

10. 中心市街地再興戦略事業【26年度予算額：6.9億円の内数】

地元住民や自治体等による強いコミットがあり、当該中心市街地だけではなく、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト（商業施設等の整備）を支援した。また、地域の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図るためのソフト事業、専門人材活用等を支援した。

11. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法の改正により創設した「特定民間中心市街地経済活力向上事業」に基づいて行われる、

①建物及び建物付属設備、構築の取得に対し、5年間30%の割増償却制度、②不動産の取得に対し、その不動産の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を1/2とする措置を創設した。

12. 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律

平成26年7月に中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律を施行した。

第3節

その他の地域活性化

1. 地域の企業立地の促進【26年度予算：25.0億円の内数】

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき、地域が自らの特色を活かした企業立地を促進し、地域産業活性化を目指す取組を支援するため、施設等整備にかかる経費の一部補助や、工場立地法の特例措置、日本公庫を通じた中小企業向け低利融資、企業立地に係る地方交付税措置を実施した。

2. (再掲) 地域経済循環創造事業交付金【26年度予算：15.0億円の内数】

産学金官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金（地域金融機関の融資等）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企业を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する経費に対し、交付金を交付する。

3. 新産業集積創出基盤構築支援事業【26年度予算：8.5億円の内数】

新たな産業クラスターを構築するため、地域の中核企業を中心とした産官学のネットワークの形成活動や新製品開発に向けた市場シーズと技術ニーズのマッチング等の支援を行った。

4. 連携中枢都市による新たな広域連携の構築等【26年度予算：1.3億円の内数】

地域において相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するため、国が積極的に支援して先行的なモデルを構築した。

5. 企業活力強化資金【財政投融资】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興を図るため日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行った。平成26年度（平成27年2月末時点）の貸付実績は、14,406件、1,422億円となった。

6. 機能連携広域経営推進調査事業【26年度予算：1.0億円の内数】

市町村域を越えた圏域において、産学金官民が連携し、産業振興や雇用確保に資する拠点等を構築することにより、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図る事業に対し支援を行った。

7. 観光地ビジネス創出の総合支援【26年度予算：0.7億円の内数】

観光地域づくりの取組を進める主体が自ら着地型旅行商品の販路を開拓し、収益をさらなる着地型旅行開発に充てることが可能となるビジネスモデル構築のための取組を推進した。平成26年3月に、調査対象地域として45地域を選定し、地域間のノウハウ共有のためのポータルサイト構築、研修機会の提供、商談会等を実施し、観光地域づくりの取組を自立的かつ継続的なものとする取組を支援した。

第4章 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

<小規模企業振興基本計画における目標(4)>

(4) 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

—事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応—

小規模企業は、人口減少等の構造変化の中で、地域で雇用を維持して事業を行うだけでも大変な努力が必要である。

この状況を踏まえ、様々な支援機関が、小規模企業の視点に立ち、伴走しながらきめ細かく丁寧に対応していく姿勢で支援に臨むことが何より必要である。また、支援に当たっては、一時的な支援ではなく継続した支援を行うことも肝要である。さらに、国、地方公共団体及び支援機関が連携することで、国内外の新たな需要を開拓し、これまでの商圈を越えてチャレンジする小規模企業が的確に需要を見据え、獲得できるよう支援を行うことも極めて重要である。

このような支援を効果的に行うため、地域ぐるみで総力を挙げて小規模企業の課題を解決し、成果を出す支援体制の構築を目指す。

第1節 経営支援体制の強化

1. 小規模支援法の改正

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小規模支援法改正法）」を平成26年9月に施行した。

また、改正小規模支援法に基づき、全国の商工会・商工会議所が市町村や地域の金融機関等と連携して、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制の整備を全国各地で進めるため、平成27年1月より商工会・商工会議所が策定する「経営発達支援計画」の認定を開始した。

2. (再掲) 小規模事業者対策推進事業【26年度予算：18.8億円】

地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：87件、本体事業（1年目：83件、2年目：39件））に対し、幅広い支援を行った。

3. (再掲) 小規模事業者支援パッケージ事業【26年度補正：252.2億円】

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって販路開拓に取り組む費用を補助する「小規模事業者持続化補助金」により約1万3,000件の支援を行った他、地域資源等を活用した商品の物産展やアンテナショップ等を通じた販路開拓支援の実施等、小規模事業者の持続的な経営を支援する予算を措置した。また、小規模事業者等のニーズに対応した施策情報の提供等のための小規模事業者統合データベースを整備するほか、ITを活用した販路開拓促進のためのe-learningやオンライン相談等を実施した。

4. 小規模事業者等人材・支援人材育成等事業【26年度予算：4.7億円】

小規模事業者を支援する経営指導員等が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修等を行った。

また、中小サービス事業者の次世代経営者候補等を対象として、成功企業のDNAを体得する機会を提供するほか、地域に根付いて地域のサービス業活性化のために企画立案やコーディネートする人材を育成した。

5. 中小企業連携組織支援対策推進事業【26年度予算：5.6億円の内数】

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む組合等に対して、その実現化等に要する経費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、指導員向けの研修等も支援した。

6. 経営支援と一体となった高度化融資による支援

中小企業が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等が共同で取り組む事業に対し、中小機構と都道府県が協調し、事業計画への診断・アドバイスをを行うとともに、必要な設備資金について長期・低利（又は無利子）の貸付を行った。

7. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【26年度予算：41.2億円の内数】

地域の支援機関等と連携しながら売上拡大等の様々な経営相談に対応する「よろず支援拠点」を平成26年6月に全国47都道府県に整備するとともに、高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施した。また、支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じた経営相談等の体制を構築した。

第5章 その他の小規模企業振興関係施策

第1節 東日本大震災に係る小規模企業対策

1. 東日本大震災復興特別貸付【26年度予算：105億円の内数】

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、平成23年5月より、日本公庫（国民生活事業及び中小企業事業）・商工中金において、「東日本大震災復興特別貸付」を継続的に実施している。本制度の運用を開始した平成23年5月23日から平成26年2月末までの貸付実績は、27万7千件、5.8兆円であった。また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対しては、県の財団法人等を通じ、実質無利子化する措置も平成23年度に創設（平成23年8月22日より措置）しているところ、平成26年度も引き続き実施した。

2. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】

東日本大震災により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充（通常枠とは別枠で1,000万円。）、金利引

下げ（別枠1,000万円につき、貸付後3年間に限り、通常金利から更に0.9%引下げ。）を行った。平成26年4月から平成27年2月末までに、マル経融資で635件、23.7億円、衛経融資で17件、0.6億円の融資を実施した。

3. 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の新たな保証制度を平成23年度に創設。平成26年度も、特定被災区域内において引き続き実施した（100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。）。本制度の運用を開始した平成23年5月23日から平成27年2月末までの保証承諾実績は、114,404件、2.4兆円であった。

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）を長期、無利子、無担保での融資を行った。

5. 小規模企業者等設備導入資金事業に係る印紙税の非課税措置

東日本大震災に対処するため、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」により、東日本大震災特財法第129条による者が設備復興のために設備導入資金事業を利用し金銭消費貸借契約を締結する場合は、当該事業者に係る印紙税を非課税とする措置を講じた。

6. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援【26年度予算：35.5億円の内数】

平成23年度に、被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して「産業復興相談センター」を設立するとともに、債権買取等を行う「産業復興機構」を設立することで、東日本大震災により被害を受けた中小事業者等の事業再生支援を強化した。各県の産業復興相談センターにおいては、平成27年3月27日までに4,081件の事業者からの相談に対応しており、そのうち対応を終了したものは3,900件となった。主な実績としては、金融機関等による金融支援について合意した案件は753件、うち債権買取は302件となった。

7. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施した。東日本大震災事業者再生支援機構では、平成24年3月5日の業務開始以来これまでに2,203件の相談を受け付けており、そのうち579件の事業者に対して、債権買取等の再生支援を行う旨の決定をした（平成27年3月末現在）。

8. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減【26年度予算：184億円の内数】

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小企業者や小規模事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再建に取り組む際に、金利負担を軽減することにより、早期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業。具体的には産業復興相談センターの再生計画策定支援を受けた被災

事業者に対し、再建手続き期間中に発生する利子を補填するもの。平成23年度に創設し、平成26年度も引き続き実施した。(26年12月末までの累計実績434件、20.9億円)

9. 軽トラックを活用した仮設住宅等への移動販売事業【26年度予算：3.9億円の内数】

仮設住宅等の被災者の買い物環境を整備するため、また、東日本大震災により既存の販売先を失うなどした中小企業者の販売先確保や早期の事業再開等を支援するため、被災地域に100台の移動販売車両(軽トラック)を配備し、中小企業者に貸出しを行うことにより、中小企業者が行う仮設住宅での販売や各種イベント等での販売を支援した。

10. 被災中小企業復興支援リース補助事業

被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るため、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合のリース料の10%を補助した。

11. 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業【26年度予算：220.7億円の内数】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧等にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、

②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助、

を実施し、被災された中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

12. 仮設施設整備事業・仮設施設有効活用等助成事業【26年度予算：20.7億円の内数】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、(独)中小企業基盤整備整備機構が、仮設工場や仮設店舗等を整備し、被災市町村を通じて原則無償で貸し出す事業を実施しており、平成27年2月末までに、6県52市町村577箇所に施設を設置している。また、平成26年4月より、仮設施設の本設化、移設、撤去に要する費用の助成を実施しており、平成27年2月末時点までに5件助成を実施している。

13. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小機構と県が協力して、必要な資金の貸付けを行った。

14. 事業復興型雇用創出事業

被災地での安定的な雇用を創出するため、産業施策と一体となって雇用面から支援を実施した。

15. 特別相談窓口等の設置

全国の日本公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小

機構地域本部等及び経済産業局に特別相談窓口を設置し、東日本大震災の被災中小企業者等からの経営・金融相談に応じた。

16. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施した。

17. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮

毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の方針」において、平成26年度においても東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮等を盛り込むとともに、以下の周知を行った。

- (1) 平成26年6月27日、経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長（1,814団体）に対し、「中小企業者に関する国等の契約の方針」の閣議決定に係る要請を行うとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請した。
- (2) 地方における「契約の方針」の周知徹底を図るための全国説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を7月から8月にかけて51回開催した。
- (3) 「官公需契約の手引き」を作成し、国等の機関、地方公共団体の機関及び商工関係団体等に配布した。

18. 独立行政法人日本貿易保険（NEXI）による対応

被災者支援として、NEXIでは平成23年4月より、罹災した中小企業を対象とした①保険契約諸手続の猶予、②被保険者義務の猶予・減免、③被保険者の経済的負担の減免措置を実施。また、風評被害への対応として、放射能汚染を理由とした貨物の輸入制限・禁止等による損失のうち、新たな規制が導入されて輸入が制限又は禁止されるケースや仕向国政府による違法又は差別的な対応を受けるケース等、貿易保険によりカバーされる具体的事例を公表。また、相談窓口をNEXI内に設置し、貿易保険未加入者も含め、風評被害に関する相談等に応じた。

19. 被災者雇用開発助成金【203.3億円の内数】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給した。また、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乗せした。

20. 放射線量測定指導・助言事業【26年度予算：0.6億円の内数】

工業製品等の風評被害への対策として、放射線量測定等に関する指導・助言（工業製品等の表面汚染測定又は各種分析等に基づく指導・助言及び同測定に関する情報提供等）を行う専門家チームを派遣する事業を実施した。

21. 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業【26年度予算：2.0億円の内数】

被災地域の持続的な復興や地域経済の活性化を図るため、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓

(ビジネスマッチング、商品開発)を支援した。

22. 高度化貸付の債権放棄

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対して、高度化貸付の既往債権について債権放棄を行い、その整理を円滑に進めた。

第2節 取引価格の適正化・消費税転嫁対策

1. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【26年度予算：46.0億円の内数】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に474名の転嫁対策調査官を配置した。併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に書面調査を実施し、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行った。

2. 消費税転嫁対策窓口相談等事業（取引先いじめ防止対策事業）【26年度補正：37.4億円の内数】

消費税率の引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や専門家による出張相談を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を実施する予算を措置した。

第3節 審議会等における政策の検討等

1. 「小規模企業振興基本法案（小規模基本法）」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」の施行

「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」を平成26年6月に、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小規模支援法改正法）」を平成26年9月に施行した。

また、小規模基本法に基づき小規模企業振興施策の体系を示す5年間の基本計画「小規模企業振興基本計画」を平成26年10月に閣議決定するとともに、改正小規模支援法に基づき、全国の商工会・商工会議所が市町村や地域の金融機関等と連携して、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制の整備を全国各地で進めるため、平成27年1月より商工会・商工会議所が策定する「経営発達支援計画」の認定を開始した。

2. “ちいさな企業”成長本部

中小企業・小規模事業者の成長を実現していくため、経済産業大臣を本部長として平成25年2月に“ちいさな企業”成長本部を設置。中小企業・小規模事業者、支援機関などの方々から「生の声」を伺い、「行動計画」を同年6月に取りまとめ、政府の成長戦略である「日本再興戦略」にも反映させた。「行動計画」策定後、その着実な実行のため、フォローアップ会合を開催し、中小企業・小規模事業者の果敢な取組や抱える課題、提起された施策提言を取りまとめた。

第4節 資金繰り支援・事業再生支援の強化

1. きめ細やかな資金繰り支援・事業再生支援

中小企業・小規模事業者の資金繰りの確保に当たっては、経営改善を合わせて実現していくことが極めて重要であるとの認識の下、平成26年2月6日に成立した平成25年度補正予算によって、政府系金融機関による経営支援と一体となった貸付の拡充等の支援策を講じた。具体的には、日本政策金融公庫及び商工中金によるセーフティネット貸付について、平成25年実績を超える貸付規模を措置して実施するとともに、信用保証協会による借換保証について、平成25年度実績並みの保証規模を措置して実施した。また、日本政策金融公庫において、老朽化設備の新陳代謝、給与支給総額の増額及び創業など、前向きな事業展開に向けた取組に対応した融資を促進するとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進のため、中小企業・小規模事業者等を対象にした説明会の開催や相談窓口の設置、専門家の派遣を実施した。

さらに、事業再生支援については、同補正予算によって、中小企業・小規模事業者に対する着実な再生計画策定支援に向けて、全国47都道府県の中小企業再生支援協議会の体制を強化するとともに、中小企業再生支援全国本部の機能拡充などを実施するなど、中小企業・小規模事業者の事業再生を促進した。

2. セーフティネット貸付

セーフティネット貸付のうち経営環境変化対応資金は、社会的、経済的環境の変化の影響等により、一時的に売上高や利益が減少している等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、7億2,000万円（日本公庫（中小企業事業）、商工中金）、4,800万円（日本公庫（国民生活事業））の範囲内で融資を実施するものである。平成26年度補正予算では原材料・エネルギーコスト高などの影響を受け、資金繰りに困難を来す中小企業・小規模事業者を支援するため利益率が低下している場合や厳しい業況にあり認定支援機関等の経営支援を受ける場合に金利の優遇措置を行った。平成26年度の貸付実績は、146,603件、3.1兆円となった（平成26年2月末時点）。

3. 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）【財政投融资】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行った。また、貸付期間の拡充（運転資金：5年→7年、設備資金：7年→10年）、据置期間の拡充（運転資金：6か月→1年、設備資金：6か月→2年）を引き続き実施するとともに、貸付限度額を1,500万円から2,000万円に引き上げた。平成26年4月から27年2月末までに、36,996件、2,069億円の融資を実施した。

4. 資本金劣後ローンの推進【26年度予算：145億円の内数】

資本金劣後ローンとは、中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資金（資本金）を供給し、財務基盤を強化することで、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化する日本公庫の融資制度である。平成26年度補正予算において、日本公庫で事業承継や海外展開を行う場合にも新たに貸付対象とする等の拡充を行った。平成26年度の貸付実績は、845件、530億円となった（平成27年2月末時点）。

(注) 期限一括償還型の貸付であって、融資を受けた中小企業・小規模事業者が法的倒産となった場合に貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる制度。毎期の決算の成功度合いに応じて金利を変更する等の制度設計とすることにより、当該劣後ローンは、金融検査上自己資本とみなすことが可能となっている。

5. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業【26年度予算：9.5億円の内数】

認定支援機関の支援を前提とした、日本公庫による創業または経営多角化・事業転換等を行う中小企業・小規模事業者に対する低利融資（基準金利－0.4%、女性・若者・シニア創業者は基準利率－0.65%）等を整備することで、経営力の強化を図った。また、平成26年度においては、国民生活事業において、追加の金利負担なく無担保・無保証で貸し付けを受けられる金額を1,500万円から2,000万円に拡充した。

6. 借換保証の推進

信用保証協会が、複数の借入債務を一本化し、足下の返済負担の軽減を図るための借換保証を推進。平成26年度（平成27年2月末まで）の保証承諾実績は、148,824件、2.7兆円であった。

7. セーフティネット保証（4号及び5号）

セーフティネット保証4号は自然災害によって、セーフティネット保証5号は業種の構造的な不況によって、それぞれ経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者を対象として、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を実施するものである（100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円）。

平成26年度は、セーフティネット保証4号について、短期間強雨の発生回数が増加し、被害が顕在化するなど、災害のリスクが変化してきていることを踏まえ、災害の指定基準を改正した。これにより、災害救助法が適用された時点で発動を決定するなど、運用が大幅に柔軟化・迅速化されることとなった。

セーフティネット保証5号は、引き続き最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比で一定割合以上減少等の基準を満たす業種を指定し、積極的に推進した。セーフティネット保証5号の平成26年度（平成27年2月末まで）の保証承諾実績は、20,735件、0.5兆円であった。

8. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

自らでは経営改善計画の策定ができない中小企業・小規模事業者等に対して、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定支援機関（税理士、弁護士、金融機関等）による経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップに要する費用の一部を負担（2/3）した。平成26年度における相談件数は11,401件、新規受付件数は5,243件となり、制度発足時（平成25年3月）から平成26年度末までの実績は、相談件数21,928件、再生計画の策定完了件数7,524件となった。また、新規受付の期限について、平成27年3月末までとなっていたところ、セーフティネットとしての機能を踏まえ、撤廃した。

9. 認定支援機関等研修事業【26年度予算：0.2億円の内数】

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定支援機関に対し、再生計画や経営改善計画に係る策定支援の能力強化のため、経営改善計画や事業再生計画等の作成等を手がけるビジネスコンサルティング会社等を講師とする研修を全国各地で13回開催した。受講者は費用の一部を負担し、398名が受講した。

10. 中小企業再生支援協議会【26年度予算：44.4億円の内数】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者等に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行った。平成26年4月から12月末までの実績は、相談件数2,727件、再生計画の策定完了件数1,304件となり、制度発足時から平成26年12月末までの実績は、相談件数34,448件、再生計画の策定完了件数8,552件となった。

また、各協議会の支援体制を強化し、中小企業・小規模事業者等に対する抜本的な再生計画の策定支援を加速するため、補助事業を実施した。

11. 中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）

産業競争力強化法に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定を行い、その計画に従った事業の承継を行う場合に、許認可承継の特例措置、金融支援及び税負担の軽減措置を実施した。計画認定件数は、平成26年度の実績は4件、産業活力再生特別措置法に基づき措置された制度創設時（平成21年6月）から合計すると23件となった。

12. 中小企業再生ファンド

再生に取り組む中小企業の再生計画上、資金繰り支援、経営支援や必要な資金供給等を実施するため、（独）中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、地域内の中小企業の再生を支援する地域型ファンドや広域的に中小企業の再生を支援する全国型ファンドの組成・活用を促進する取組を行った。平成27年3月末までに43件のファンドが創設され、ファンドの総額は約1,364億円に上った。また、当該再生ファンドによる投資実績は平成27年2月末までに285社、約593億円に上った。

13. 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等

平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、平成25年度に中小機構地域本部等に設置した相談窓口と、ガイドラインの利用をご希望の方への専門家派遣窓口について、引き続き実施した。また、平成25年度に拡充・創設した公的金融機関における経営者保証によらない融資・保証性度についても、引き続き実施した。また、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、広く実践されることが望ましい取組を事例集として取りまとめ、参考事例集として公表した。また、中小企業・小規模事業者等を主な対象として平成26年11月から平成27年2月にかけて全国100か所にてガイドラインの説明会を開催した。

14. 金融行政における小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融行政を通じた金融機関による企業や産業への成長支援及び小規模企業の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等を促進するため、金融モニタリング基本方針に基づき、金融機関に対して、担保・保証に必要以上に依存しない、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した融資や、コンサルティング機能の発揮による小規模企業の経営改善等の支援などを促した。

15. 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進

中小企業に対する資金供給促進のため、NEXIは商工中金等の関係機関と連携し、中小企業から金融機関へ譲渡した付保輸出代金債権に係る保険事故後の回収義務（保険事故が発生し、保険金を受け取った後も、金銭の回収に努める義務）等の被保険者義務の一部免除等を行っている。

16. 沖縄の中小企業金融対策【財政投融资】

沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という）を活用した沖縄の中小企業対策は日本公庫が行う業務・取組の沖縄公庫の業務範囲に対応するものについては、同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度の拡充を実施した。

17. 「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用

中小企業の経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す観点から、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用を推進した。その普及策として、平成26年度においても、「中小企業の会計に関する基本要領」を会計ルールとして採用する中小企業・小規模事業者に対して、信用保証料率を0.1%割り引く制度を実施した。

18. 小規模企業者等設備導入資金助成制度（設備資金貸付・設備貸与）

信用力や資金調達力が脆弱である小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入を促進するため、各都道府県の貸与機関を通じ、必要な設備資金の半分についての無利子貸付及び必要な設備の貸与を実施した。

第5節 財務基盤の強化

1. 中小軽減税率の引下げ【税制】

中小法人に係る法人税の軽減税率（年所得800万円以下の部分に適用。）について、19%から15%に引き下げる措置を引き続き講じた。

2. 中小企業投資促進税制【税制】

中小企業者等が一定の機械装置等を取得した場合に、その基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除できる措置を引き続き講じた。平成26年度税制改正において、その機械装置等のうち、生産性の向上につながる設備等に該当する場合には、即時償却又は7%税額控除（資本金3,000万円以下の法人は10%）ができる措置が新設された。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に全額損金算入することができる措置について、平成26年度税制改正において、適用期限が2年延長された。

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

当期の事業年度に生じた欠損金を9年間、繰り越して翌期以降の事業年度の所得金額から控除することができ、また、当期の事業に生じた欠損金について1年間の繰戻還付ができる措置を引き続き講じた。

5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制【税制】

商業・サービス業等を営む中小企業が、商工会議所等の経営改善指導に基づく設備投資を行った場合、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除を受けることが認められる措置（税額控除は、資本金等の額が3,000万円以下の中小企業又は個人事業主のみ認められる）を引き続き講じた。

6. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

中小企業が支出した交際費等について、平成26年度税制改正において、定額控除限度額（800万円）まで損金算入することができる措置の適用期限が2年延長され、また、支出した飲食費の50%までを損金算入することができる措置が新設され、両措置を選択適用できることとなった。

7. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施した。平成27年1月末現在の投資残高は、2,360社、789億円となった。

第6節 経営安定対策

1. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権が回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度である。

2015年1月末現在で37.3万社が在籍しており、2014年4月から2015年1月までの新規加入者、新規貸付金額はそれぞれ、3.6万社、72.4億円に上った。

2. 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」が設置されている。本相談室において倒産防止に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を支援した。

3. 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進

中小企業・小規模事業者におけるBCPの策定・運用を支援し、さらなる普及・定着を図るため、

BCP策定・運用支援のモデル事業を実施し、BCP策定ワークショップの開催・手引き書の作成及びBCP活用事例の収集を行うとともに、平成26年度補正予算において、「中小企業・小規模事業者事業継続力強化支援事業」を実施し、中小企業・小規模事業者のBCP策定・運用等の支援を行った。

また、普及支援体制の充実を図るため、中小企業関係団体等が実施する支援担当者向けBCP研修・セミナーを支援した。

さらに、中小企業・小規模事業者が自ら策定したBCPに沿って行う防災施設等の整備に対して、日本公庫において低利融資を実施した。

[融資実績] (平成26年4月～平成27年2月)：件数100件、99.2億円（うち新設制度3件、3.0億円）

4. ダンピング輸入品による被害の救済【26年度予算：0.5億円の内数】

貿易救済措置のうちAD措置は、他国企業から我が国へのWTOルールに反する不当に安い価格での輸出（日本へのダンピング輸入）により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請を受けて政府が調査を実施した上で関税の賦課により、公正な市場競争環境を確保する措置である。中国産トルエンジイソシアナートについてはAD調査を平成26年2月に開始し、仮の決定に基づく暫定的な課税をすることを平成26年12月に決定した。この他、企業への説明会やWTO協定整合的に調査を行うための調査研究を実施した。

第7節 官公需対策

1. 「平成26年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定及び周知徹底

官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標比率等を策定するものであり、平成26年度においては、その比率を56.7%とし、6月27日に閣議決定を行った。中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための措置として、新たに創業10年以内の中小企業・小規模事業者の参入への配慮、小規模事業者が必要な新着情報をより迅速的確に入手できるようにするため、新官公需情報ポータルサイトシステムの開発及び消費税の適正な転嫁及びダンピング対策の強化等を盛り込んだ。

また、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のために、以下の施策を実施した。

- (1) 平成26年6月27日、経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長（1,814団体）に対し、「中小企業者に関する国等の契約の方針」の閣議決定に係る要請を行うとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請した。
- (2) 地方における「契約の方針」の周知徹底を図るための全国説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を7月から8月にかけて51回開催した。
- (3) 創業10年以内の企業等が開発した商品等をPRするため、11月19日から21日まで間、東京ビックサイトで開催された「新価値創造展2014」に都道府県から推薦のあった28社の出展を支援するとともに、都道府県の調達担当部長を構成メンバーとする新規中小企業者調達推進協議会を新たに設置し、官公需法の改正に係る協力の依頼、官公需適格組合からの調達、官公需ポータルサイトのPR等を行った。
- (4) 「官公需契約の手引き」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布した。

第8節 人権啓発の推進

1. 人権啓発

中小企業・小規模事業者に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、人権意識の涵養を図るため、セミナー等の啓発事業を実施した。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施した。

第9節 調査・広報の推進

1. 小規模企業白書の作成

小規模企業の現状や課題を把握するため、平成26年6月に施行された小規模基本法第12条の規定に基づく年次報告等（2015年版小規模企業白書）の作成に向けた検討を行った。

2. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたパンフレットやチラシを作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付したほか、イベント「一日中小企業庁」の開催等により、広く普及・広報を実施した。

(1) 冊子類の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として200以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」や施策別のパンフレットを作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(2) チラシの発行

中小企業・小規模事業者が活用できる26年度補正・27年度予算・税制についての内容を説明したポイント資料や、「ものづくり支援」、「小規模事業者支援」、「創業支援」等、26年度補正、27年度予算関連のチラシを380万部作成し、広く配布した。

(3) 動画による補助金等支援策の説明

26年度補正・27年度予算の中小企業・小規模事業者関連21施策について、中小企業庁担当者による説明を動画で配信した。

(4) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業者の方々に最新の施策を説明し、理解を深めていただくとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充等に反映させるイベントを開催した。

昭和39年度以来、毎年度開催しており、平成26年度は、和歌山県、長野県において開催した。

(5) インターネットを活用した広報

① ホームページによる広報

中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表した。平成26年度は、年間約3,500万ページビューのアクセスがあった。

②メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、元気な中小企業の紹介、施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信した。メールマガジン登録者数は、約85,000件（平成27年2月末現在）。

③モバイル中小企業庁

携帯電話専用の中小企業施策検索サイトを運営し、最新の中小企業支援策等の情報提供を行った。年間約1万3千ページビューのアクセスがあった。また、毎週水曜日に携帯版メールマガジンを配信した。登録件数は約2,800件（平成27年2月現在）。

(6) J-Net21（中小企業ビジネス支援ポータルサイト）

中小企業支援に関するポータルサイトを運営し、必要な情報源にスムーズに到達できるサービス体制を提供した。

3. 中小企業白書の作成等

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第11条の規定に基づく年次報告等（平成26年（2014年）版中小企業白書）を作成した。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、平成26年6月に施行された小規模基本法第12条の規定に基づく年次報告等（平成27年（2013年）版小規模企業白書）の作成に向けた検討を行った。

4. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業員数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第10条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施した。

5. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小機構が実施する中小企業景況調査の公表を行った。

第6章 業種別・分野別施策

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 6次産業化の推進

- (1) 6次産業化ネットワーク活動交付金【26年度予算：21.3億円の内数】【26年度補正：12.4億円の内数】
地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組を支援した。
- (2) 6次産業化支援事業【26年度予算：2.3億円の内数】
農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物等の高付加価値化等に必要な機械・施設の整備等の取組を支援した。
- (3) 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施した。

(4) 知的財産の総合的活用の推進【26年度予算：1.5億円の内数】

知的財産マネジメントの普及やその能力を持った人材の育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援した。

(5) 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業【26年度予算：2.0億円の内数】

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進した。

2. 中小農林水産事業者向け支援

(1) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【26年度予算：700億円の内数】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資した。

(2) 木材加工設備導入利子助成支援事業【26年度予算：0.1億円の内数】

木材製品の高付加価値化や経営の多角化等を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要な資金の借入に対する利子助成を行った。

(3) 森林・林業再生基盤づくり交付金（木材加工流通施設等の整備）【26年度予算：22.0億円の内数】

地域材の利用拡大を通じた林業・木材産業の振興、活性化を図るため、品質・性能の確かな地域材製品の安定的な供給を行う場合や、中小工場と中核工場等の連携により地域材製品の安定供給に取り組む場合等に必要となる木材加工流通施設等の整備に対し支援した。

(4) 強い農業づくり交付金及び産地活性化総合対策事業による乳業再編整備等への支援【26年度予算：233.9億円の内数（強い農業づくり交付金）、28.8億円の内数（産地活性化総合対策事業）】

乳業工場の広域的な再編・合理化の促進を図るとともに、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への生産集約等に対して支援した。

(5) 牛乳乳製品海外市場開拓支援事業による輸出の取組支援【26年度予算：0.1億円の内数】

国産牛乳・乳製品の新たな需要の創出を図るため、意欲はあるが経営基盤が脆弱な中小乳業者等を対象に、輸出に取り組む際に必要となる配送上の課題等の調査、試験的輸出の実施等、今後の本格的な輸出に向けた環境整備を行うために必要な経費について補助した。

(6) 食品の製造過程の管理の高度化に関する支援

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、①HACCP導入のための施設・設備の整備、②HACCP導入の前段階の理性・品質管理の施設・設備の整備（高度化基盤整備）への金融支援を行った。（食費産業品質管理高度化促進資金）

3. 研究開発等横断的分野等における支援

(1) 競争的資金等により、以下の事業を実施した。

①農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業【26年度予算：52.2億円の内数】（継続）

農林水産・食品分野の諸課題の解決や革新的な技術の開発につながる技術シーズ（新技術や新事業・アグリビジネスの創出につながる技術要素）を開発するための基礎段階、創出されたシーズを

基に、実用化段階の研究開発に向けて発展的に進めるための応用段階、国の重要施策や農林水産・食品分野の多様なニーズに対応した技術の実用化段階の各段階における研究開発を推進。

平成26年度より新たに、産学官の技術力を活かし、実需者等の多様なニーズに応じた新品種の開発を支援。

②民間実用化研究促進事業（新規採択は平成22年度で終了）（継続）

(2) 日本公庫による各種融資【財政投融资】

①特定農産加工業者の経営改善、②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進、③食品製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等、④乳業施設の改善、⑤水産加工業の体質強化等の推進に対して融資した。

4. 都市農村共生・対流総合対策交付金【26年度予算：21.0億円の内数】

都市と農山漁村の交流人口の拡大等を図るため、農山漁村の多様な農産物・特産品及び農山漁村との交流に関する情報発信基地として、商店街の空き店舗等を活用する取組についてモデル事例として1件支援した。

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

経済・社会環境の変化の中で高度化する物流ニーズに対応すべく、物流総合効率化法等により効率的な物流や3PL事業を促進し、施設における物流機能の高度化の推進を行った。

2. 内航海運・国内旅客船事業対策（継続）【財政投融资】

(1) 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業の円滑かつ着実な実施を図るため、同事業に要する資金について政府保証枠の設定による支援措置を講じた。

(2) 船舶共有建造制度を活用した環境にやさしく効率性の高い内航船の建造促進【財政投融资】

内航海運業の活性化を図るため、鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度を活用し、スーパーエコシップ等の環境にやさしく効率性の高い船舶の建造を促進した。スーパーエコシップについては、平成27年2月現在、24隻が就航済みであり、1隻が建造予定である。

3. 中小造船業・船用工業対策【①26年度予算：0.5億円の内数】【②25年度予算：160億円の内数】【③26年度予算：8.9億円の内数】

(1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組むほか、①【経営技術の近代化に向けた講習会を全国8か所で実施するとともに労働災害の防止に向けての統括安全衛生責任者研修会を全国1カ所で実施】した。さらに、鉄道・運輸機構による新技術の実用化に向けた支援（3件）等を通じ、技術力の強化等に取り組んだ。（継続）

(2) 今般の東日本大震災では、東北の太平洋側に位置する37の造船所全てと多くの造船関連事業者が壊滅的な被害を受けたところ。国土交通省では、中小企業庁等、関係省庁との連携により、「中小企業等復旧・復興支援（グループ化）補助事業」の活用支援や、設備の早期復旧に必要な

資機材の調達支援を行った。(継続) また、被災地域の水産業に大きく貢献する地元造船産業の復興を促進するため、地域基幹産業である水産業に貢献し、地盤沈下により復興が困難な中小造船関連事業者の集約等に対し、事業者により共有される建造・修繕施設、係留施設等の施設の建設費等に対して補助を行うための基金の利用促進を行った。②【造船業等復興支援事業費補助金】(継続)

- (3) 我が国海洋産業の戦略的育成のための海洋資源開発技術と船舶からのCO2を削減する世界最先端の海洋環境技術の技術研究開発費に対し34件(うち、中小企業の参加するプロジェクトは13件)補助を行った。③【海事産業関連技術研究開発費補助金】(継続)

第3節 中小建設・不動産対策

1. 建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業【26年度予算：1.9億円の内数】

社会資本の整備・維持管理や地域の防災・減災など、地域社会を支える中小・中堅建設企業及び建設関連企業(測量業、建設コンサルタント及び地質調査業)の体質を強化すべく、新事業展開等の経営上の課題又は施工管理等の技術的な課題の解決を支援するため、経営戦略相談窓口を設置し、中小企業診断士や技術士等の専門家によるアドバイス(相談支援)を実施した。

また、インフラメンテナンス分野への進出をはじめとする新たな事業展開や企業再編等の取組でモデル性の高い案件については、重点支援として専門家の支援チームによる経営改善計画の策定等の目標達成までの継続支援(チームアドバイス支援)や建設企業のもつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部支援(ステップアップ支援)を実施した。

2. 建設業における金融支援の実施

(1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅元請建設企業が公共工事の請負代金債権等を担保にして資金を調達する際に、当該調達資金の金利等について助成を行う「地域建設業経営強化融資制度」について、平成27年度末まで事業期間を延長した。

(2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全及び資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請企業企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する場合に、そのリスクを軽減する損失補償を実施し、また、当該下請建設企業等が負担する保証料について助成を行う「下請債権保全支援事業」について、平成27年度末まで事業期間を延長した。

(3) 建設業災害対応金融支援事業の実施

建設企業の災害対応能力の向上を図るため、国又は地方公共団体と災害協定を締結している中小・中堅建設企業等が借入・割賦により一定の建設機械を購入する際に、当該調達資金の金利について助成を行う「建設業災害対応金融支援事業」を実施した。

3. 建設業の海外展開支援

中堅・中小建設企業の海外進出を支援するため、海外進出のためのセミナー(海外進出戦略策定セミナー)を開催するとともに、海外現地訪問団(ミッション派遣)を実施した。また、専門家による無料

相談（アドバイザー事業）及び日系ゼネコンOBなど現地事情に詳しい民間人材（通称「民間アタッシュェ」）による海外建設・不動産情報の紹介を行った。

4. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施した。

5. 中古不動産取引における情報提供の促進

宅地建物取引業者が、他の専門事業者と連携して、①売主による物件情報開示や②買主による物件情報収集・解釈の補助等に取り組むモデル事業を支援した。

6. 地域における木造住宅生産体制強化事業（地域型住宅ブランド化事業）【26年度予算：90.0億円の内数】

地域材等資材供給から設計・施工に至るまでの関連事業者からなるグループによる、木造の長期優良住宅等の整備に対して支援を行った。

7. 木造住宅技能者育成・技術力向上事業【26年度予算：8.0億円の内数】

新規大工技能者の育成や大工技能者の技術力の向上に資する技術講習等の取組に対する支援を行った。

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【26年度予算額：10.0億円の内数】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施した。平成26年度予算においては、特に生活衛生関係事業者が業種を超えた連携のもとで行う地域活性化のための事業（生活衛生関係営業地域活性化連携事業）等を重点的に実施した。

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【H26年度予算：18.8億円の内数】【財政投融资】

生活衛生関係営業の資金繰り支援を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図るため、株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）において、低利融資を行った。平成26年度においては、衛経の貸付限度額をこれまでの1,500万円から2,000万円に引上げを図るなど貸付条件の改善を行い、平成26年度補正予算においては、創業関係融資の統合・拡充や原材料・エネルギーコスト高の影響を受ける者に対する貸付利率の引下げを行った。

第5節 環境・エネルギー対策

1. 中小企業等の温室効果ガス削減量等を認証する制度（J-クレジット制度）における手続等支援【26年度予算：6.2億円の内数】

J-クレジット制度は、中小企業等の設備投資による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度であり、制度運営や事業計画の作成支援等を実施した。

また、本事業では、カーボンフットプリント（CFP）制度で「見える化」された、製品・サービスのCO2排出量をクレジットにより埋め合わせるカーボン・オフセットの仕組みの基盤整備を実施し、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進した。

本事業により、中小企業等の省エネ設備投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を図った。

2. CO2排出量の「見える化」とクレジットの活用による環境配慮型事業活動の促進【26年度予算：1.2億円の内数】

中小企業等の事業者が、製品やサービスの原材料の調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出されるCO2の量をカーボンフットプリントにより算定して見える化し、クレジットで埋め合わせたことを国が認証し、専用ラベル（どんぐりマーク）を貼付することでカーボン・オフセット製品等の普及を支援した。

さらにラベル集票により、学校などの地域団体に環境に優しい製品・サービスが還元される仕組みを運用し消費者に環境配慮製品の購買促進を図り中小企業・小規模事業者等の環境に配慮した事業活動を後押しした。本制度には33事業者53件が参加した。

3. 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）【財政投融资】

中小企業の公害対策を促進するため、公害防止設備を導入する事業者に対して日本政策金融公庫による低利融資を行う制度である。平成26年度においては、必要な見直しを行い措置期間を平成27年3月31日まで延長した。

[融資実績]（平成26年4月～平成27年2月末）

大気汚染関連	件数	4件、	134百万円
水質汚濁関連	件数	4件、	407百万円
産業廃棄物・リサイクル関連	件数	70件、	3,166百万円
自動車NOx・PM法関連	件数	8件、	160百万円

4. 公害防止税制【税制】

公害防止税制は、中小企業を含む事業者の公害防止対策に対する取組を支援するため、公害防止設備についての固定資産税の課税標準の特例及び、公害防止用設備を取得した場合の特別償却の措置を講じるものであり、平成26年度においても、引き続きこれらの特例を措置した。

5. エネルギー使用合理化等事業者支援事業【26年度予算：410億円の内数】

工場・事業場における先端省エネ設備への入替や製造プロセスの改善等既存設備の省エネ改修に必要な

となる費用に対し補助を行った。平成26年度からは新たにエネルギーマネジメントシステムを用いた省エネの取組や電力ピーク対策に係る費用も補助対象に追加した。

6. エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業【26年度予算：24億円の内数】

産業分野等における省エネ設備の導入やトップランナー機器の設置を促進するため、民間金融機関等から融資を受ける際の利子補給を行った。平成26年度からは、地域民間金融機関等との連携を強化し、各地域で積極的に省エネに取り組む中小・中堅企業等の省エネ投資を強力に後押しした。

7. 省エネルギー対策導入促進事業【26年度予算：5.5億円の内数】

中小企業者等に対し、省エネポテンシャルの導出をはじめとした診断事業等を実施した。また、中小企業者の省エネ活動を支援するため、金融機関等と連携を強化し診断事業で得られた事例や省エネ技術を様々な媒体を通じて情報発信した。

8. エネルギー使用合理化等事業者支援補助金（小規模事業者実証分）【26年度予算：3.8億円】

小規模事業者による省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者における省エネルギーを推進した。平成26年度においては、1,138件の取組を採択した。

9. 地域低炭素投資促進ファンド創設事業【26年度予算：46.0億円の内数】

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域低炭素投資促進ファンド」からの出資を行った。

10. 家庭・事業者向けエコリース促進事業【26年度予算：18.0億円の内数】

低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用（頭金）を負担することが困難な家庭及び事業者（中小企業等）について、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器の普及を図った。

11. エコアクション21

「エコアクション21」は、中堅・中小事業者等にも取り組みやすい環境経営システムとして環境省が策定したもので、平成26年12月末時点で認証・登録事業者は8千弱となった。また、エコアクション21の仕組みを基礎に、CO2削減に特化したプログラムの試行事業を行い、250社の中堅・中小企業が環境経営を開始した。

12. 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金【26年度補正：929.5億円の内数】

エネルギーコストの高止まりに苦しむ地域の工場・事務所・店舗等において、最新モデルの省エネ設備・機器の導入や既存設備の更新・改修による省エネの促進を支援する。特に、中小企業に対しては補助率を引き上げるなど手厚く補助する。また、地域できめ細かく省エネの相談に対応するプラット

フォームを構築した。

第6節 IT化の促進

1. 政府系金融機関の情報化投資融資制度（IT活用促進資金）【財政投融資】

中小企業におけるIT・デジタルコンテンツの普及変化に関連した事業環境の変化に対応するため、日本公庫による融資を着実に実施した。平成26年度（平成27年2月末時点）の貸付実績は、3,887件、421億円となった。

2. 中小企業のIT経営促進【26年度予算：3.8億円の内数】

ITを活用した企業経営や新商品・新サービスの開発、企業間連携によるイノベーション創出を推進するため、中小企業IT経営力大賞の実施による成功事例の収集及び普及等を行った。

3. 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業【26年度予算額：35.0億円の内数】

世界的に需要が高まるデータセンター分野において、逼迫する電力需給への対策を図るとともに事業継続性の向上及び国際競争力の強化を図るため、既存の自前（オンプレミス）の情報システムを省エネルギー性に優れるクラウド型データセンターへ移転する際の導入支援等を行った。

第7節 知的財産対策

1. 特許出願技術動向調査【26年度予算：11.7億円の内数】

日本産業界の研究開発戦略や知的財産戦略の構築を支援するために特許出願動向等について調査を行い、特許庁ホームページ等を通じて情報発信している。

平成26年度は、「バイオミメティクス」等の社会的に注目を集めている技術分野や「パワー半導体デバイス」等の中国において出願が急増している技術分野等の20の技術テーマについて調査を実施した。

2. 外国出願補助金（中小企業外国出願支援事業）【26年度予算：4.6億円の内数】

中小企業者の戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター及び平成26年度からは新たに全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国への出願にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成した。総採択件数は559件であった。（1月末時点）

3. 知的財産権制度に関する普及【26年度予算：0.8億円の内数】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向けと、特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け、及び最新の法令改正事項を広く説明する法改正の説明会を行っている。

平成26年度は、47都道府県において初心者向け説明会を55回、全国の主要都市で実務者向け説明会を61回、法改正の説明会を15回開催した。

4. 模倣品対策の助成（中小企業海外侵害対策支援事業）【26年度予算：0.6億円の内数】

中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査や平成26年度からは模倣品業者への警告文作成、行政摘発までにかかる費用も新たに補助対象に追加し支援を行った。採択件数は11件であった。

5. 特許戦略ポータルサイト【26年度予算：0.1億円の内数】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトでは、パスワード交付申込みのあった出願人に対し、インターネットを通じて、自社の直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供している。パスワード交付申込みのあった企業数は、平成27年3月末現在で約1,300社となっている。

6. 中小企業向けの特許料等の軽減

- ①積極的に研究開発を行う中小企業等を対象として、審査請求料や特許料（第1年分から第10年分）を半額に軽減する措置を引き続き実施した。
- ②中小ベンチャー企業・小規模企業等を対象として、審査請求料、特許料（第1年分から第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1/3に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の2/3に相当する額を交付する措置を新たに実施した。（新規）

7. 早期審査・早期審理制度

出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審理を受けられるようにする。（継続）

8. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供（知財総合支援窓口）【26年度予算21.9億円の内数】

中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、窓口には支援担当者を配置した。また、専門性が高い課題等には知財専門家を活用し、協働で解決を図るほか、中小企業支援機関等との連携、知財を有効に活用できていない中小企業等の発掘等を通じて、中小企業等の知財活用の促進を図った。なお、平成26年度から、全窓口に弁理士及び弁護士を定期的に配置し、専門的な相談に迅速に対応できるように体制を強化した。平成26年度の支援件数は123,370件に上った（平成27年1月末現在）。

9. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備（「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」【INPIT交付金】

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」を平成27年2月2日に新設し、知財総合支援窓口とも連携して、主に中小企業を対象に特許化／秘匿化等の知財戦略や営業秘密の管理に関する相談に専門家が対応する。また、営業秘密の漏えい・流出事案

や情報セキュリティ対策、サイバー攻撃についても、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）とも連携ができる体制を構築した。

10. 新興国等知財情報データバンク【26年度予算：0.3億円の内数】

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトであり、新興国等を対象に出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供している。

平成26年度は、新たにASEAN、BRICs諸国（主にインド、インドネシア、タイ、フィリピン、香港）を中心に記事を作成した（平成27年2月末現在：掲載記事数1048件）。

11. 知的財産情報の高度活用による権利化推進事業【INPIT交付金】

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を派遣している。

平成26年度は、6人の海外知的財産プロデューサーにより、211者（平成27年2月末現在）の支援を行った。

12. 出張面接審査・テレビ面接審査【26年度予算：0.1億円の内数】

全国各地の中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官が出張する面接審査、及び、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるテレビ面接審査を実施した。

※出張面接予算：0.1億円、テレビ面接予算：0.02億円であるため、出張面接予算にテレビ面接予算も包含して記載している。